

不適当な合併等に係る上場廃止基準等の見直しについて

平成12年 1月26日
名古屋証券取引所

1. 改正の趣旨

我が国においては、企業経営の効率化及び国際競争力の向上の観点から企業グループの再編、M & A等が進んでいるが、経済界におけるこうした活動が円滑に行われるよう、昨年10月に株式交換等に係る制度が施行され、さらに本年には会社分割に係る制度の導入に向けた検討が予定されるなど、法制度の整備が進められている状況にある。

これまで、名古屋証券取引所も上場会社の合併等に関してその都度制度の見直しを行ってきたところであるが、こうした合併等に係るケースのうち、最も問題となるのが上場会社が非上場会社と合併等（営業の譲受等を含む）を行う場合である。すなわち、当該行為により非上場会社が新規上場に係る審査手続きを経ることなく上場会社となる行為（以下「裏口上場」という。）を排除するとともに、合併後の会社の上場継続の適格性を確保するといった観点から、当該行為により上場会社が実質的な存続会社でなくなると認められるときには、非上場会社等が上場審査基準に適合すると認められる場合を除き、上場廃止基準に該当することと規定し、上場会社が行うこうした合併等の案件について上場管理上の審査を行ってきた。

しかしながら、今後、上場会社における企業再編等の一層の高まりから、これまで以上に多くのかつ多様な合併等の案件が予想されるなかであって、従前の上場管理の方法では、上場会社の行為を過度に制約することにつながるおそれも生じてきている。

こうした状況を踏まえ、上場会社の企業再編等がより円滑に進められるよう、合併等に係る上場管理の方法について、a) 裏口上場の蓋然性が低いものとして認定し得る基準等を規定上明確にするとともに、b) 上場会社が実質的な存続会社でないとして認められた場合でも、合併後の会社の上場継続の適格性に関する審査において、合併効果の企業業績等への反映を見極めることができるよう一定の猶予期間を設けるなど、管理方法の透明性を高めるとともに、実態に即した対応が図れるよう見直しを行うこととする。

併せて、) 営業活動の停止に係る上場廃止基準について、従来、上場会社単体の営業活動に着目していたものを企業グループとして営業活動が停止しているかどうかにより判断することとする、) 所属部が異なる上場会社が合併等を行う場合の所属部の扱いについて内容を整備する等の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

項 目	内 容	備 考
1. 不適当な合併等に係る上場廃止基準の整備		
(1) 審査対象となる合併等の明示	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、上場会社が合併等を行う場合には、当該行為の重要性にかかわらず、上場会社が実質的な存続会社と認められるかどうかの審査対象としているが、当該審査の対象とならない軽微な行為を明示することとする。 	<p>「合併等」とは、次に掲げる行為をいう。 非上場会社を消滅会社とする合併（吸収合併） 非上場会社からの営業の譲受け 他の者への営業の譲渡 その他 から前 に類する行為</p>
(2) 実質的な存続会社かどうかの判定要素の明示	<ul style="list-style-type: none"> ・軽微な行為と認められない合併等が行われた場合に行う実質的な存続性に係る審査の判定要素を明示することとする。 	<p>別紙「合併等に係る軽微基準の概要」参照</p>
(3) 実質的な存続性を喪失した会社の上場適格性に係る審査	<ul style="list-style-type: none"> ・実質的な存続性がないと認められた会社（合併等後の新会社）に対する上場適格性の審査（新規上場審査に準じた審査）について、弾力的な運用を図ることとする。 	
(4) 上場適格性に係る審査の猶予期間の明示	<ul style="list-style-type: none"> ・実質的な存続性がないと認められる場合には、新規上場審査に準じた審査に適合することが必要となるが、当該審査の対象期間を合併等の後3年間とし、これを明示することとする。 	<p>合併等の決議の時点で猶予期間入りを公表する（監理・整理ポストへの割当は猶予期間終了後となる）。</p>
(5) 合併等による状態の悪化	<ul style="list-style-type: none"> ・合併等を行った後、その状態が著しく悪化すると認められる場合に上場廃止とする基準を撤廃することとする。 	
2. 上場会社が非上場会社に吸収合併される場合等における非上場会社に関する上場審査基準の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、上場会社が実質的な存続会社と認められる状態で、非上場会社に吸収合併される場合又は非上場会社の完全子会社となる株式交換等を行う場合の非上場会社については、設立後経過年数、株主資本の額、利益の額等の上場審査基準への適合を要しない簡易な基準により継続的に上場させることとしているが、前1.(1)及び(2)と同様に、この実質的な存続会社かどうかの軽微基準及び判定要素を明示することとする。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・また、上場会社が実質的な存続会社と認められない場合でも、前1.(3)に掲げた上場適格性の審査に適合するときには、継続的に上場を認めることとし、前1.(4)と同様に当該審査の対象期間として吸収合併等の後3年間を猶予することとする。 	
3. 営業活動の停止に係る上場廃止基準の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、上場会社単体による営業活動の停止を上場廃止の対象としているが、これを企業グループとしての営業活動が停止された場合を対象とすることとする。 	
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・所属部の異なる複数の上場会社を含む合併が行われた場合の所属部の指定に関して、市場第一部から市場第二部への指定替え基準に該当する見込みがあるものを除き、市場第一部に指定することとするなど、その他所要の改正を行うこととする。 	
5. 実施時期(予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・本年3月1日を目途とする。 	

以 上

合併等に係る軽微基準等の概要

合併等の行為内容	軽微基準	軽微基準に適合しない場合の 実質的存続性の審査
1．非上場会社の吸収合併又は非上場会社を完全子会社とする株式交換	(1) 次のいずれにも該当する場合には、上場会社の実質的な存続性に与える影響が軽微なものとして審査の対象としないものとする。 過去3年間において、当該非上場会社（その連結子会社及び関係会社を含む。次の(2)について同じ。）と2．～6．に掲げる行為を行っていない場合。 当該非上場会社の最近事業年度における総資産、売上高及び経常利益が当該上場会社のそれぞれの額に満たない場合。	合併等の当事会社について、次に掲げる事項を総合的に検討する。 a．経営成績及び財政状態 b．役員構成及び事業所等経営管理組織 c．株主構成 d．商号変更 e．その他、合併等の行為に伴い変化が見込まれる事項
2．非上場会社からの営業の譲受け	(2) 過去3年間において、当該非上場会社等を相手方とした1．～6．に掲げる行為を行っていない場合には、上場会社の実質的な存続性に与える影響が軽微なものとして審査の対象としないものとする。	
3．非上場会社との業務提携		
4．第三者割当増資		
5．他の者への営業の譲渡		
6．その他同等の効果をもたらす行為		

上場会社が当該上場会社の連結子会社との間で実施する1．～6．の行為は審査対象としない。ただし、当該連結子会社が過去3年以内に非上場会社と1．～6．の行為を行っている場合を除く。